

静内農業青色自主申告会からのお知らせ 源泉所得税の納付を お願い致します

7月から12月までに支払った給与に関する源泉所得税の納期特定納付期日が迫っております。お忘れなく源泉所得税の納付をお済ませ下さい。

今回の納付期日は、1月11日(火)となっております。

納付税額が0円の場合につきましても納付書の提出義務がございますので、個人で納付書を浦河税務署個人課税部門まで提出して頂くか、静内農業青色自主申告会事務局（JAしずない営農部営農課）まで提出をお願い致します。

加えて、法定調書につきましても納付書と同様に提出義務がございますので、浦河税務署に直接提出頂くか、当申告会事務局まで提出の程、宜しくお願い致します。

役場へ提出する給与支払報告書（総括表・個人別明細書）につきましては、1月末が提出期日となっておりますので、こちらも提出をお願い致します。

- 浦河税務署個人課税部門
〒057-0012 浦河郡浦河町常磐町28
- お問い合わせ先
JAしずない営農部営農課
TEL 42-1051 FAX 42-7034

土壌診断で良い土壌づくりと コスト低減を！

合理的で効果的な施肥を行うために土壌診断を行い、採草地、放牧地やハウス施設等の圃場の状態を把握することが必要となります。

是非、この機会に土壌診断を行い、営農コスト低減に繋げていきましょう。

採草地、放牧地につきましては、土壌の柔らかくなった春先に採取することをお勧め致します。

- お問い合わせ先
新ひだか町役場農政課 TEL 43-2111
JAしずない営農部営農課 TEL 42-1051

野焼きは法律で禁止されています 廃棄物の適正処理に 関するお願い

12月9日に実施致しました廃プラスチック回収には、多くの組合員の方にご協力頂き、誠にありがとうございました。

回収を行いました使用済みのビニール資材、飼料や肥料の入っていたフレコンパック等事業で排出された廃棄物は、産業廃棄物として事業者の責任において、適正に処理することが義務付けられております。

野焼きや簡易ドラム缶等での焼却は、法律で固く禁止されており、もし違反した場合には、5年以下の懲役、もしくは1,000万円以下の罰金、またはその併科となっております。

加えて、これからは非常に乾燥する季節となっております。山火事等の火種となる可能性も十分でございますので、くれぐれも野焼き等はお止め下さい。

理事会報告

11月理事会 (26日)

1. 長期資金の貸付について
2. 不良債権比率改善計画について
3. 規定類の改定について
4. 年末手当の支給について

12月理事会 (21日)

1. 対策農家の債権処理について
2. 長期資金の貸付について
3. 理事者に対する短期・長期資金の貸付及び平成23年クミカン取引について
4. 規定類の改定について

おつかれさまでした

退職職員

管理部管理課

11月30日付

小山田いずみ (旧姓妹尾)

(勤続年数5年8ヶ月)

經濟部資材課

12月31日付

菅原 雄七

(勤続年数18年10ヶ月)